

現行工場法なるものは極めて勞働者に取つては不利益なるものありて、  
無き或は増したる言ふ意味に於て之を利用しつゝあるに過ぎないものあり  
然るが故に我々は絶へず救済ある毎にその改正を要求してゐるのだ。この我々  
に取つて最少限度の保障たる現行工場法をさへも無視蹂躪せんとする  
か如きは眞に不合理極まるものである。  
我々の前鋒製造工場にあるは斯かる脱法行為が多々見受けらる。  
これがために非常なる有働者の不利益を招きつゝあるのだ。我々は組織の  
拡大を通じて斯かる不法行為を撲滅するために組合本部と共に此が橋渡し  
脅威をなす可く努力することである。

（實）行方 法

（具體的）事實を以て工場課其他監督官廳をトクレイ取締りとなすこと

（六）組合より嚴重抗議すること。

（五）ストライキ其他の手法に於て之を脅威すること。

（四）組織の擴大を通じて待遇改善と共に改正運動を起すこと。

（五）其他新役員一任

第八号 議案  
飲食勞働者勞働時間制限ノ関スル件

提 出 山 南 支 那 作 業  
議 明 出 山 南 支 那 作 業

（主）文  
飲食勞働者ニ課セラレタル不法極マル無制限勞働時間強制ニ對シ徹底的  
ニ反對シ八時間有働制ヲ實施セシムルコト  
理 由 略

（實）行方 法

（一）組織の擴大を通じて要求貫徹に努力すること。

（二）日常斗争に於けるストライキ等すること。

（三）機会ある毎に此が獲得に努め爭議等の場合は要求條項とすること。

（四）其他新役員一任す。

第九号 議案  
トキキ一對策ノ件

提 出 映 画 演 劇 同 盟  
議 明 霞 夢 聲

決 議

トキキ一上映映画解説者並ニ音楽部員ノ生活権ヲ決定的ニ保障セ  
ルモノナルガ故ニコレヲ製作上 映ニ當リテ最モ慎重ニ考ヘ反指ヲ左  
録至並ニ映画資本家ニ求ムル次第ナル。  
右シ資本家ニシテ我々ノ主張ヲ蹂躪生活ヲ脅カシカ如ク事アル場合ハ  
組織力ニ依リ斗争トシテ反對斗争ヲ繰セサルモノナル。